

定 款

2022年8月26日改定

株式会社 岡山製紙

# 定 款

## 第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社岡山製紙と称し、英文ではOkayama Paper Industries Co.,Ltd.と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- ① 紙類の製造加工及び販売
- ② 紙器類の製造加工及び販売
- ③ パルプ類の製造販売
- ④ 木製品の製造販売
- ⑤ 包装及び輸送用機材の製造加工及び販売
- ⑥ 宅地の造成並びに土地建物の取得管理販売及びこれらの代理媒介
- ⑦ 前各号の附帯関連する業務

2. 当社は、前項の目的を達成するために、有価証券を所有することができる。

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を岡山市に置く。

(機関の設置)

第 4 条 当社は、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を置く。

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、2,200万株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- ① 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ② 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- ③ 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- ④ 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第9条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

(株式取扱規則)

第11条 当社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規則による。

### 第3章 株主総会

(基準日)

第12条 当社は、毎年5月31日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集の時期)

第13条 当社の定時株主総会は、毎年8月にこれを招集する。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は、代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

## 第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第18条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は3名以上とする。

2. 当社の監査等委員である取締役は3名以上とする。

(選任)

第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(補欠の監査等委員である取締役の選任)

第20条 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠の監査等委員である取締役をあらかじめ選任することができる。

2. 前条の規定は、補欠の監査等委員である取締役これを準用する。
3. 補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

(任期)

- 第21条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
  3. 補欠のため選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の残任期間とする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第22条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役若干名を選定する。
2. 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(相談役及び顧問)

- 第23条 取締役会の決議により、相談役及び顧問を置くことができる。

(取締役会)

- 第24条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。
2. 取締役会招集の通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
  3. 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規則による。

(重要な業務執行の決定の委任)

第25条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。

2. 取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して定める。

(取締役との責任限定契約)

第28条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

## 第5章 監査等委員会

(常勤監査等委員)

第29条 監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤監査等委員若干名を選定することができる。

(監査等委員会)

第30条 監査等委員会招集の通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員会の運営その他に関する事項については、監査等委員会の定める監査等委員会規則による。

## 第6章 会計監査人

(選任及び任期)

第31条 会計監査人は、株主総会の決議により選任する。

2. 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
3. 前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

## 第7章 計 算

(事業年度)

第32条 当社の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第33条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第34条 当社の期末配当の基準日は、毎年5月31日とする。

2. 当社の中間配当の基準日は、毎年11月30日とする。
3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第35条 期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れる。

(附則)

- 第1条 変更前定款第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第13条はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日をもってこれを削除する。

2022年 8月26日 改定

1982年 8月 28日	一部改定
1993年 8月 25日	一部改定
1994年 8月 25日	一部改定
1996年 8月 29日	一部改定
1997年 4月 16日	一部改定
1997年 8月 29日	一部改定
1999年 8月 30日	一部改定
2001年 8月 28日	一部改定
2002年 8月 27日	一部改定
2003年 8月 27日	一部改定
2006年 8月 25日	一部改定
2009年 8月 27日	一部改定
2014年 8月 27日	一部改定
2015年 8月 27日	一部改定
2017年 5月 15日	一部改定
2018年 8月 28日	一部改定